



川西市立川西小学校 PTA

諸規定

令和4年5月改定

川西小学校PTA選出規定

第1章 方針

第1条 この会の役員の選出は、この規定により行う。

第2章 総務役員選出

第2条 総務役員の選出は、選出管理委員会が任に当たり2月中旬までに終わる。作業は次の手順で行う。

- (1) 選出管理委員会をつくる。選出管理委員会は総務役員・活動班長・教頭で組織される。
- (2) 告示後、選出当日までに立候補を受け付ける。
- (3) 自己申告制度を設ける。役員を引き受けられない会員は、その旨を所定の書面にて申し出る。その際、理由は問われない。自己申告した会員は、選出対象者から除外する。有効期間は1年とする。(1年ごとに申告が必要)
- (4) 選出対象者は、自己申告受付期間内に川西小学校PTAに加入している保護者に限定する。
- (5) 選出対象者のうち、選出日当日及び互選会当日に欠席された方は、選出管理委員に委任したとみなす。
- (6) 立候補者が該当数を超える場合は互選、立候補者が該当数に満たない場合は選出対象者の中から抽選で選出する。あらかじめ自己申告している会員は、この抽選の対象とはならない。役員数は、年度により柔軟に対応する。
- (7) 選出された者で、役職を互選で決定する。同時に次点5名を決定する。(次点は活動班長を兼任できる。) 選出管理委員会はこれを会員に報告する。
- (8) 教職員の書記・会計・各部部長の選出は学校に一任する。
- (9) 上記以外の事例が生じた場合は選出管理委員会に委ねる。

第3章 活動班長選出

第3条 活動班長の選出は、選出管理委員会が任に当たり、次の手順で行う。

- (1) 総務役員の選出後に行う。
- (2) 選出管理委員会をつくる。選出管理委員会は新旧総務役員と教頭で組織される。
- (3) 自己申告制度を設ける。役員を引き受けられない会員は、その旨を所定の書面にて申し出る。その際、理由は問われない。自己申告した会員は、選出対象者から除外する。有効期間は1年とする。(1年ごとに申告が必要)
- (4) 選出対象者は、自己申告受付期間内に川西小学校PTAに加入している保護者に限定する。
- (5) 選出対象者のうち、選出日当日及び互選会当日に欠席された方は、選出管理委員に委任したとみなす。
- (6) 選出する活動班長及び次点の人数は、毎年の募集要項に順ずる。
- (7) 立候補者が該当数を超える場合は互選、立候補者が該当数に満たない場合には、選出対象者の中から抽選で選出する。あらかじめ自己申告している会員は、この抽選の対象とはならない。役員数は、年度により柔軟に対応する。
- (8) 選出結果は1年間保管し、欠員が生じた場合は次点者が順次繰り上がり、前任者の任に当たる。
- (9) 活動班長は、互選により各担当を決める。

第4章 役員の任期と再選

第4条 各役職の任期・再選については次のように定める。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・各部長の任期は1年。再任は妨げない。
- (2) 協力委員は協力先により任期を定める(体育・育成は2年。補導・P連は1年)。再任は妨げない。
- (3) 活動班長の任期は1年とする。再任は妨げない。

付 則

1. 本規定は、運営委員会の議決により改廃することができる。
2. 選出日は、選出対象者全員出席を原則とする。欠席者は、選出結果を承諾した

とみなす。

3. 本規定の細則は、別に定める。
4. 本規定は、改正が承認された日より施行する。

備 考

1. 平成18年度運営委員会で改正が承認された本規定は、平成19年4月1日より施行する(平成18年の臨時総会にて、諸規定の見直し・改正が検討された)。
2. 平成19年度運営委員会で改正が承認された本規定 第3条(3)は、平成19年11月8日より施行する。
3. 平成20年度PTA総会で承認された本規定 第3条(2)は、平成20年度5月22日より施行する。
4. 平成20年度運営委員会で改正が承認された本規定 第2条(2)(8)(9)(10)、第4条(5)、第5条(1)(2)は平成20年度12月11日、第3条(3)は平成21年1月15日、第2条(6)、第4条(4)は平成21年3月6日より施行する。
5. 平成23年度運営委員会で改正が承認された本規定 第2条(7)(8)(10)、第4条(5)、第5条(1)は平成24年3月8日より施行する。
6. 平成25年度運営委員会で改正が承認された本規定 第2条(7)は平成25年10月30日より施行する。
7. 平成27年度運営委員会で改正が承認された本規定 第5条(4)は平成28年3月6日より施行する。
8. 平成30年度運営委員会で変更が承認された本規定 第2条(8)は平成31年2月1日より施行する。
9. 令和元年度運営委員会で変更が承認された本規約 第2条(8)(10)、第3条、第4条、第5条(1)は令和2年2月3日より施行する。
10. 令和3年度運営委員会で変更が承認された本規定 第2条、第3条、第4条は令和3年11月1日より施行する。
11. 令和3年度運営委員会で変更が承認された本規定 第2条(3)(6)、第3条(3)(7)は令和4年5月10日より施行する。

川西小学校 P T A 選出規定 細則

1. 自己申告制度とは、役員を引き受けることのできない会員が、その旨申告することができる制度をいう。

(1) 本規定 第2条(3)の基準は次に定める。

1 家庭2ポイント獲得済もしくは獲得予定者・妊娠中もしくは乳児のいる家庭・病気もしくは療養中の家庭・その年度の2学期以降に転入された方・他校で総務役員に内定された方・同じ年度に地区長を務める予定の方・その他引き受けられない事情がある方(※)。

(※)引き受けられない事情がある方に関しては、個々の判断を尊重するものとし、理由は問わない。

(2) 本規定 第4条(2)の基準は次に定める。

1 家庭2ポイント獲得済もしくは獲得予定者・同じ年度の総務役員に内定された方・その子どもにおいて活動班長(旧学級委員長)経験者・妊娠中もしくは乳児のいる家庭・病気もしくは療養中の家庭・他校で総務役員に内定された方・同じ年度に地区長を務める予定の方・その他引き受けられない事情がある方(※)。

(※)引き受けられない事情がある方に関しては、個々の判断を尊重するものとし、理由は問わない。

2. 特別な事例が生じた場合は、運営委員会に委ねる。

備 考

- 1 平成18年度運営委員会で改正が承認された細則は、平成19年4月1日より施行する(平成18年の臨時総会にて、諸規定の見直し・改正が検討された)。
- 2 平成20年度運営委員会で改正が承認された細則1(1)(2)は平成20年1月11日より施行する。
- 3 平成30年度運営委員会で改正が承認された細則1(2)は平成30年9月28日より施行する。
- 4 令和元年度運営委員会で改正が承認された細則1(2)は令和元年7月15日

より施行する。

5. 令和3年度運営委員会で改正が承認された細則Ⅰ(1)(2)は令和3年11月1日より施行する。
6. 令和3年度運営委員会で改正が承認された細則Ⅰ(1)(2)は令和4年5月10日より施行する。

川西小学校 P T A 慶弔内規

第1条 名称と組織

この会は、 P T A 役員及び会員で組織する。

第2条 慶弔

次の場合、その定める金額を送ることにより、会員の意を表す。

(1) 保護者、教職員死亡の場合

香料 5, 000円

(2) 児童死亡の場合

香料 10, 000円

(3) その他の慶弔・見舞などの特別な場合は、 P T A 総務と学校側の協議により決定する。

備 考

1. 平成16年度総会で改正が承認された本内規 第2条(1)(2)は、平成16年5月26日より施行する。
2. 令和3年度運営委員会で改正が承認された本内規 第2条(1)は令和4年3月9日より施行する。

